

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会 第4回

議事要旨

日時：令和6年10月4日（金） 10：00～12：00

場所：主婦会館プラザエフ

議題：①「デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方」

②「検討会資料5のその余の部分」

③「モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果」

④「検討会資料4のその余の部分」

（①「デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方」）

- リスクの高い定款をピックアップし、それ以外のものについては面前確認手続の負担軽減を図っていくという方向性は十分あり得ると思う。ただし、公証人が面前確認手続を行うかどうかの判断をすることは必要であり、その判断基準としては、資本金の額が著しく低い場合、発起人の住所と本店所在地とが大きく隔離している場合、相互に関連のない事業目的が多数掲げられている場合等が挙げられる。
- 約9割の善良な起業家による会社設立の中に一定数紛れ込んでいる違法・不当な会社設立について、現在の制度においても一部は審査の目をくぐり抜けているものがあるという事実も踏まえて、デジタル技術を活用して会社設立手続を迅速化しようというニーズに応えることが前提にある。公証人が簡易迅速なチェックをして、問題のない会社設立についてはスルーする一方で、違法・不当な会社設立があぶり出され、これについては面前確認手続に誘導するという流れが妥当であり、デジタル技術の活用によって可能だと思う。違法・不当な会社設立が疑われるものは面前確認手続に誘導されるということが制度上担保されていれば、一定の抑止力になると思う。
- この検討は、スタートアップのためのファストトラックを作ることが目的であり、この定款の内容であればスキップできるというものを決めた上で、それに合致しないものだけ面前確認手続を行うということについては、委員間の合意があったと思う。具体的にどういう場合にアラートを出すかについては、例えば、資本金の額が非常に小さいから常にアラートを出すとなると、スタートアップの世界からすると真逆の発想であり、起業を促進させる政府の方針と反対の方向であると思う。「スタートアップ育成5か年計画」でも大学

発ベンチャーの促進がうたわれており、大学発ベンチャーこそがスタートアップのど真ん中だと言える。事業目的との関係で不正な設立の疑いがあるということもあるとは思いますが、資本金が少ないからといって一律にアラートを出すことは、元々の目的に照らしておかしいと思う。

- 面前確認手続には、申告性、対面性、双方向性、リアルタイム性という要素があり、それらは全て大事なものだと思っているが、それらを全て満たそうとすると、起業家の過度な負担になりかねないということも理解している。検討会資料に記載された観点①、②を総合的に判断してリスクが低い場合には面前確認手続を省略するという方法は、対面性、リアルタイム性は後退することになるが、何か問題があれば原則の面前確認手続に移行されるという前提であれば、90%以上の善良な起業家の負担を軽減するというところで、許容できる措置ではないかと思う。モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に限定することも、モデル定款の利用がスタートアップの起業においてはスタンダードになると思われることから、十分にこの検討会の目的にかなっていると考えます。
- 資本金の額を面前確認手続の判断基準とすることについて、資本金の額が低い場合に一律に面前確認手続を行うわけではなく、観点②のように、ある程度の質問を行うことによってそのリスクを評価していくことも加味すると、関連する質問に対して明確な回答があれば、面前確認手続は行わないという判断もできると考える。他方で、事業を運営していく上で一定の財政基盤は必要であるし、資本金は債権者の引当てにもなることから、実際に事業を行っていくかどうかを判断するに当たっては、資本金の額は必要な判断材料だと思う。なお、面前確認手続を行うかどうかは、デジタル技術を用いて1か0かという形で判断をするのは難しいため、人の目によって判断する必要があると考える。
- リスクの高い類型を何らかの方法によってスクリーニングして、問題なしと判断されたものは面前確認手続を省略できるという大枠自体は非常に良いと思う。スクリーニングの方法について、起業家にとって便利なのは、入力した情報だけで機械的に判定がされる方法であり、それが一番の理想だと思う。他方で、現在公証人が面前確認手続において確認している中で、どうしても言語化されていない部分があるので、観点②というものが出てきているのだと思う。観点②が入ること自体は、起業家の負担軽減に向けて一歩前に進むという観点からはやむを得ないことだと思うので、観点①と観点②の両方合わせて判断していくことになると思う。同時に、観点②が入る場合には、人の目による判断がどれくらいスピーディーに行われるかが重要であり、例えば申請から24時間以内に判定がされて問題のない人は手続が先に進むとい

うことであれば、実質的には多くの人の24時間以内の手続が実現することになるので、これが保証されるのであれば良いと思う。また、公証人が確認して「問題あり」となった類型については、どのポイントで問題があったのか、面前確認手続が行われた後に本当に問題があったのかをデータとして残すことで、判定の精度を上げていくことができると思う。今はその情報がないからそれを基準として書き出すことができないわけで、将来的な自動化の可能性も考慮して、今回の見直しをデータの収集の機会と捉えるべきだと思う。また、スクリーニングの基準については、同一人物が短期間に繰り返し設立していることや、同一住所で既に何社も設立されていることなどを怪しいと見ることは十分あり得ると思う。なお、資本金が少ないのは事業継続に問題があるのではないかという話は、公証人による定款認証手続は、事業の継続性の可能性を判定する場ではないということを指摘しておきたい。問題のある会社に資本金が少ないものが多いことはそのとおりであるが、問題のない会社にも資本金が少ないものが多いのであれば、それを基準として使うべきではないと思う。怪しい会社の多くを拾い上げることができ、問題のない会社は通るというものを基準として採用できるように、慎重に検討することが必要だと思う。また、自由記述式の観点②のようなものを作ることは一つのアイデアだと思う一方で、ちゃんと書かないと会社設立が否定されてしまうのではないかという誤解に基づく萎縮効果を生まないように、嘱託人に対する説明は慎重に行う必要があると思う。

- 迅速にできることをやるという観点から、観点①、②に照らして面前確認手続の要否を判断するという整理の仕方に異存はない。観点①については、実質的設立意思がないようなケースについては既に実務の観点から紹介があったと思うので、その情報をデータベース化した上で、それに当てた結果リスクが高いものは面前確認手続に回る、そうでないものはすっと通るということになると、デジタル化とも非常に相性が良いと思う。なお、検討会資料には、観点①については書面審査をすると記載されているが、デジタル技術によってデータベースと突合して、問題がないものはすっと通し、フラグが立ったものだけを確認するということができると思う。観点②に関しては、発起人の負担が少ない形であれば、一定の情報の収集の仕方という意味では有用な部分もあると思う。他方で、履歴書のような非常に長い自由記述が要求されたり、答えにくい質問が出されたりするように、観点②を膨らませていくことは避けた方が良いと思う。したがって、総論は賛成だが、観点②については内容次第である。なお、現時点では公証人が審査するというのであれば、公証人側の体制についても検討の余地がある。オンライン嘱託を担当する公証人が、対面での面談もしながら空いた時間でオンライン嘱託を確認するという体制では、

非効率だと思う。オンライン嘱託を一箇所で集中して処理する「センター化」を行うことで、オンラインでの審査のノウハウが一箇所に溜まっていくことにもなるので、そうした体制整備ができるのであれば、より審査の効率化が進んで、会社設立手続が非常にスムーズになると思う。

- 定款認証手続は、事業の継続性それ自体を審査するのではなく、それに疑義がある場合は、そもそもの事業を継続する意思が疑われ、ひいては、違法・不当な目的による会社を少額の資本金で設立しようとしているのではないかという疑いが強まることになるので、そういう意味で、観点②の質問と組み合わせることで、資本金の額というのも一つの基準になると思う。
- 理想はチェックボックスのような極力シンプルな形だが、抑止効果をどのように実務に落とし込むかを考えたときには、観点①、②を複合的に判断する形でスタートするというのもあり得ると思う。観点②については、自由記述式の回答をさせることでいろいろなリスクを見抜くということも実現しないといけない一方で、回答が難しすぎてユーザー体験を損なってもいけないので、両立を目指す必要があると思う。特に面前確認手続の見直しについては、行政サービスのユーザー体験を向上させるための業務改革プロジェクトであるという認識を持って、そのゴールに向けて取り組んでいく必要があると考える。業務改善を行う場合は、一箇所に集めてチームとしてPDCAサイクルを回すのが鉄則なので、将来的なセンター化はあり得る手法だと思う。これまでの審査は、個々の公証人の属人的なスキルを基に行われてきたと思うが、そのスキルに依存してきたところから、組織的に業務を改善していくモードに切り変わると、ノウハウがたまって可視化されることにもつながる。この業務改革プロジェクトのゴールは、本当に悪い人以外に面前確認手続が発生しないという状態を達成することだということを共通認識にして、そこに向けてサービス設計をできれば良いと思う。
- 観点①、②から審査して、問題がなければ面前確認手続を経ることなく通る一方で、問題があればネットのように捕まえられるという方法に賛成であり、この方法が非常に現実的だと考える。なお、観点②を簡素化しすぎて、観点①だけ、つまり定款に記載された内容だけで確認することになると、公証人側から質問したいことが出てきてしまって逆に呼ばれてしまうという状況が生まれかねないと思う。例えば、定款に事業目的がたくさん書かれているときに、公証人に疑義を抱かれたら毎回呼ばれてしまうことになる。それを考えると、観点②の質問は、呼ばれてしまう可能性を減らすため、すなわち起業家の負担を軽減するためにも行うべきだと思う。質問の出し方については、完全なランダムよりも、事業目的が何個以上書かれている場合はこういう質問が出るというように設定ができれば、より適切な質問ができると思う。

○ 検討会資料に記載されている方向性に賛成する。定款認証手続は昭和13年に入った規制だが、当時は設立手続に非常に時間がかかった時代で、定款には今でいう変態設立事項が入っていたり、手続的に問題のある会社が入っていたり、設立された後にも詐欺的な会社がまま散見されていた。これをどうスクリーニングするかを考えたときに、定款の認証という連結点を置いて、公証人が定款という「書面」とそこにいる「人」を見ることで、違法・不当な目的による会社設立をスクリーニングしていたというのが、おそらく元々の立法趣旨ではないかと思う。そこから約90年が経過して、設立手続は合理化・迅速化され、変態設立事項もほぼ定款に出てこないという中で、この規制がおそらく過剰になっている部分もある。元々は、書面と人をかなり丁寧に見てスクリーニングするところからスタートしたが、現在ではそこまでする必要があるのか問われていて、一部はまだそれが機能する部分があり、他方でそれがなくても回っていく部分もあるだろうから、この後者をどうやったら切り出せるかというのが今回の議論だと思う。そうしたときに、まず「書面」の部分については、モデル定款の導入によって書面から出てくる違法性・不当性は減らしていくことができる。「人」の部分も、リスクの高いものは面前確認手続が必要だけれども、リスクの低そうなものについてはそこから外して、過剰になっている部分を解消することができるのではないか。その一つの提案として観点②が出てきているのだとすると、これは非常に画期的だし、理論的にも、歴史の流れからも説明がつく話だと思う。そうだとすると、このような形でまずはスタートして合理化していったら、過剰になっている部分は極力簡素な手続に流していく、本当に面前確認手続が必要なものだけは従来の手続を残していくという形で、より分ける作業をしていくのが良いと思う。

○ 検討会資料に記載された方向性で進めて行くことに賛成する。観点②がスクリーニングという意味では実質的な機能を持つと思う。観点①でデータベースに当ててフラグを立て、そこを効率的に観点②と結びつけて実効的な質問をしていくことが実装の上では肝になると思う。そうしなければ、このスクリーニングがうまく機能せずに、呼び出さざるを得ない場面が増えてきてしまうと思う。逆に、ここが形式化してしまうと、あまり意味のない制度になってしまうと思う。そこに留意して対応することが必要である。

（「デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方」については、検討会資料に記載された方向性で中間案の取りまとめを行うことで委員の間にコンセンサスがあることが確認された。）

（②「検討会資料5のその余の部分」）

○ 定款はある種意思表示であって、いわゆる民法の意思表示理論のように、

内心の意思と表示とが一致して初めて効果が発生するので、少なくとも定款の本質的な部分についての理解がなければいけないと思う。例えば、商号・事業目的のような、定款をなす本質的な部分についての理解があつて、その定款に基づいて設立をするという意味が必要であるということになると思う。他方で、かなりテクニカルなところまで全部知っていなければいけないかというと、そこはある程度合理性があればそれに従う意思があるものと推定してしまえば良いと思う。また、「真に発起人となる意思」というのは、それは当事者であることそのものであるから、原則として求めることが理屈に合致すると思う。理屈からすると、発起人になる意思があつて、定款の本質的な部分に関する理解があつて、それに基づいて定款という形である種の契約内容として表示されている、これが理論的な一つの筋になると思う。

- 代理人である司法書士の事務所職員が面前確認手続に出向いているという実態がある中で、原理原則に戻って本人の意思確認を果たすためにハードルを上げましょうという議論はおかしいのではないかと思う。既に本人の意思確認が形骸化しているのであれば、それはしないものとしてシステムを作っていくべきだと思う。
- 定款に発起人として氏名が載っている人が今この手続をやっているということは、本人確認によって確認ができています。定款上の発起人が、その定款に従って会社設立手続を行っている中で、民法の心裡留保のように、実は全然やる気がないということもあるのかもしれないが、その人を呼び出して聞いても、「やる気があります」と言われてしまったらそれまでということになる。いわゆる「名義貸し」を見抜くために何を聞くかは、問題のある設立をどうやって見抜くかという話にすぎないので、「名義貸し」であるかどうかを個別に確認する必要はないのではないか。「名義貸し」が良いことだとは全く思わないが、これを何としてでも定款認証手続で止めなければならないという話ではないと思う。民法の意思表示理論としては、その人が本当に真意に基づいてやっていることが必要だけれども、その確認のステップは本人確認によって既に尽くされているのではないか。「真に発起人となる意思」を改めて要求することは意味がないように思う。
- 違法・不当な設立が問題になる場面には、発起人として名義を貸すだけで設立・事業の実態を全く承知していない、いわゆる「わら人形」という類型がある。現状の面前確認手続は、その類型をスクリーニングするものとしても、一定程度機能していると思われる。また、先ほど議論した観点①、②からの総合的な判断によっても、ある程度はスクリーニングできると思われる。このスクリーニングを定款認証手続のみでやらなければいけないということではなく、金融機関の口座開設などでも確認はできるが、不正・違法の抑止という観点に

においては、このような複層的なチェックをあえて外す必要はなく、定款認証に代わるだけの有効な代替手段は現状でないように思われる。

- 真意の確認について、本当は会社を設立する意思がないという状況の下で、単に本人が定款に署名をしたということだけをもって会社を設立させる、すなわち法人格を与えて良いのかという問題があると思う。新たに法的な責任主体である法人格を生み出す手続において、不正な目的で使うための法人格が生み出されるということであれば、これは防がなければならないのではないか。現在の手続で全てを防いでいるわけではないが、抑止手段の一つとしてそういうものが必要だということは否定できないと思う。また、代理利用の指摘があったが、発起人の設立意思の有無は、面前確認手続だけで確認をしているわけではない。定款案の適法性、明確性等をチェックする中でも、必要であればその内容について嘱託人に確認しており、そうしたやり取りも含めて、設立意思を持って定款が作成されていることの心証が取れてくるので、面前確認手続だけで意思を確認しているわけではないことには留意が必要である。
- 「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の中身については、定款の本質的な部分を理解していることが必要であると考え。「真に発起人になる意思があること」に関して、特に「名義貸し」の問題について、この部分を本人に聞いたからといって単純には答えが出てこないというところはそのとおりだと思う一方で、真に発起人になるのであれば当然に行うはずのことを行っているか、知っているはずのことを知っているかという確認は、現在の公証実務でも行われていることであり、その限度では、確認すべきものに入ってくると思う。今後どういう制度を実装していくのかを考える際には、この点は確認すべきものに含まれるという前提で検討する必要があると思う。（「発起人の真意（実質的設立意思）の内容」については、①少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認は必要であること、②「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容及び「真に発起人となる意思があること」の確認の要否は、議題①の観点②の議論の中で引き続き検討することとして中間取りまとめを行うことで委員の間にコンセンサスがあることが確認された（検討会資料5のその余の部分については、出席者から特段の意見はなかった。）。）

（③「モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果」）

- A案、B案は、いずれも人を介さずにシステムだけで違法性の判定をする前提になっている。前々回の検討会で、生成AIを使った商号の判定が話題になったと思うが、生成AIを利用したときに一番困るのが、同じデータで正誤

判定を解析させた場合に、うまくいく場合とうまくいかない場合があって、うまくいかなかった場合に、生成A IやL L M（大規模言語モデル）はブラックボックス化しているので、なぜそこが間違えたのかが分からないという点である。現状では、L L Mのような技術に100%を求めるのはまだ難しい状態にある。そうすると、それだけで適法性の判定をして良いのかという問題が残るので、C案にならざるを得ないと思う。まずはC案から始めて、将来的にその機械判定的なところをより効率化していく、より100%に近づけていくというアプローチにするのが相当と考える。

- C案が良いと思う。生成A Iでは精度が100%にはならないので、何か問題が起きたときに責任主体がいなくなってしまうという問題も含めて、いろいろな議論を呼ぶことになる。また、面前確認手続をするかしないかの判断のときに結局公証人が定款を見ることを考えれば、それと合わせて、このC案に書かれている内容をやるという意味で、実務的には全く差がない結果になる。したがって、本日の議題①の結論がある以上、A案、B案、C案のいずれを採ろうと何ら変わらない結論になると思うので、A案、B案というリスクが取れないところを無理に採る必要はなく、C案を採ることで良いと思う。加えて、公証人の審査の負担軽減、正確性向上のためのテクノロジーの活用については、手続の迅速化とは別に、システム上の検討をしていくべきだと考える。
- 生成A Iは、「少なすぎる」や「若すぎる」といった程度問題を判定する上では非常に有用なツールである一方で、どうしても100%には至らないので、リスクの高低を公証人に見やすくするというツールとしては非常に有用だと思うが、人の目を通さずに判定できるところまでは至っていないと思う。A Iという特性上、どこまでいっても100%にはならないので、公証人が素早く判断する上での補助ツールとしての活用を考えていくことが望ましいと考える。
- 面前確認手続との関係で実務的には差がないというところで、C案で良いと思う。なお、事業目的における自由記載と選択式の併用というのは重要だと思っている。より良い発起人のユーザー体験を実現していく上で、選択式を併用して自由記載をできる限り減らし、確認の負担も減らして、より効率的なプロセスを作っていくことを目指すべきだと思っており、その前提としてC案で良いと思う。
- C案に賛成する。なお、事業目的は自由記載が相当であるが、選択式も併用して導入すれば、簡易な起業での発起人と公証人の双方の負担を減らすことにつながるので、自由記載と選択式を併用で導入した上で、面前確認手続の審査と合わせて公証人が一定の審査を行うことにすれば、十分に負担軽減が図られ、特段の新たな負担にはならないと考える。

- C案を支持する。スタートアップ支援が今回の検討のベースにある中で、今までになかったような新規性のある事業目的を規定したいというときに、機械的には判定しづらいところを公証人が審査することによって逆に救えるものが出てきて、それによって新しい事業を促進するという効果が狙えると思う。また、費用対効果の観点から、機械的に判定するシステムを構築するとなれば相当費用がかかるので、判断を人に任せた方がかえって立ち上がり早いと思う。
- 面前確認手続のスクリーニングで結局人の目が入るのであれば一緒に見てしまえば良いのではないかということでC案に賛成する意見が多いが、スクリーニングについては、将来的にデータが蓄積されてくれば、完全な電子化や、人の目で確認するのは高リスクのフラグが立ったものだけ、という形にもなり得ると思うので、そういう意味では、スクリーニングで人の目を通すから直ちにC案でいいだろうということではないと思う。そのため、B案のような形でシステムを作るのが良いと思う。最初から商号・事業目的を公証人が見るという前提でC案にしてしまうと、面前確認手続のスクリーニングのところで検討していた良い内容が、結局事業目的・商号との関係でいつまでたっても公証人の審査が不要にできない、ということも将来的にはあり得るので、B案を引き続き模索していくべきだと思う。ただ、実現のための時間的な流れがあるとは思っているので、最初はC案で始めるということはやむを得ないと思う。
- 面前確認手続における観点②の点も踏まえると、公証人ができるだけ短期間に審査する手続が入るのであれば、少なくとも当面の間はC案で運用できると思う。ただ、理想としてはA案のようなイメージを持っており、最終的には登記の段階でチェックが入ることを考えると、商号も事業目的も自由記載とした上で公証人の審査を不要とすることも将来的にはあり得ると思う。ただ、議論を前に進めるという観点から、できるだけ迅速に処理することを前提に、面前確認手続における観点②とセットでC案を採用して、可能であれば、公証人が何をもって問題があると判断しているのかを記録として残して、データとして蓄積していくべきだと思う。
- C案からスタートしつつ、B案あるいはA案を目指していくためには、事業目的の選択肢を当初からできるだけ盛り込むべきだと思う。その中で、選びやすい選択肢を考えることも十分意味があると思う。なお、先ほど、最終的には登記の段階でチェックができるという話があったが、違法・不当な会社設立の抑止という機能を、登記の段階のチェックに持たせるという整理は可能なのか。
- 登記官の審査は「形式的審査」であるといわれており、公証人とは違って添付書類以上のものを提出させることや、発問をしたりすることはできない。そ

の中で、登記官が設立意思の内実を見抜き、それを見抜けなかったら責任を負うというのは難しいと思う。このように公証人と登記官では審査の性質・権限がそもそも異なる上、公証人と登記官では、法律専門家としての知見の高さにも違いがある。これらの違いを考えると、登記官が設立意思を確認することはおよそ難しいのではないかな。

- C案を支持する。今後技術が進展し、LLMの責任論の議論が精緻化された際には、将来的なA案、B案の実現可能性もあると思う。ただ、その部分が解決しない現状においてはC案を支持しており、C案の中でも、事業目的に関しては選択肢を併用して置くなどしてある程度使いやすいものを作るのが良いと思う。というのも、ユーザーには、自由記載で事業目的を作り込むことが得意ではない方もいると思われ、それによって面前確認手続のスクリーニングで引っかかってしまうのは非常にもったいないことだと思うので、モデル定款を使いやすいものにするためにも、選択式を併用するのが望ましい。また、今後の利用が進んでいけば、AIによるサジェスト機能を使って、これまでの定款認証の中で認められてきた事業目的のデータがあると思うので、その中から近いものやふさわしいと思われるものをレコメンドするような機能も考えられる。
- 将来的にはA案、B案も視野に入れていけると良いとは思っており、そのためにもまずはC案で始めながら、システム側でリスクが高いと判定したもの、又は低いと判定したものが、実際人の目で見るとそうではなかったといった事例を蓄積していくことで、それがAIの学習データに変わって、プロンプトの修正等でそれが判定できるようになっていく、といったサイクルができると良いと思う。また、機能面のサジェストに関しても、嘱託人に対して、入力したものがこういう観点で拒絶されてしまう可能性が高いですよ、といったことを入力時に一般的にサジェストできるようになれば、審査に引っかかる確率を下げることで、よりファストトラックに近いシステムになると思う。
- C案でやるのが相当と思う。特にスタートアップについては、新たな事業目的が出てくることになるので、そこを各種の法令と照らし合わせて問題がないかどうかを評価していくことになるので、現状では人の目を通さないといけないと考える。また、定款の審査をする時に、事業目的がいろいろと書いてあって、これは法令に抵触しそうだという場合に、直ちにこれがダメだということではなくて、「この点はこういう法令があってこういう点が抵触しそうだけれども、具体的にどういう事業をしたいのか」というようなことを確認して、「そうであればこういう書き方があるのではないかな」というようなことを伝える。実務上はそういうやり取りをしているので、そういう意味でも、C案が良いと

考える。

（「モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果」については、検討会資料に記載された【C案】の方向性で中間案の取りまとめを行うことで委員の間にコンセンサスがあることが確認された。）

（④「検討会資料4のその余の部分」）

- モデル定款の初期設定については、民間事業者がAPIを活用する中で、それぞれの事業者が適切だと思うものを初期設定にすれば良いので、国が開発する基本的機能の中に選択肢が含まれていればそれで良いと思う。それが使いにくい場合には民間事業者がサービスの中で設計するという事で、その競争原理が働くことで良いものが作られていくと思う。
- 適法な選択肢が基本的機能の中に絞り込まれていれば、どの選択肢をどう示していくかは、分かりやすさとか操作のしやすさの範疇の話だと思うので、民間事業者がサービス設計の中で考えていけば良いと思う。
- 発起人の員数については、実態として発起人4人以上のケースがほとんどないことや、審査の迅速化、システム負荷の軽減といったことを考えると、モデル定款の対象について員数規制をかける方が良いのではないかなと思う。また、モデル定款の中身については、作成者が自由に変更できると公証人のチェックが必要になるので、基本的には固定化した上で、検討会資料4の「モデル定款イメージ（試案）」の第9条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）、第10条（質権の登録及び信託財産の表示の請求）、第11条（手数料）は削除してはどうか。
- できるだけ使い勝手の良いものにすることが最重要であり、起業家のニーズを酌み取るにも限界があるので、この範囲であれば適法性が確保されているというものを国が定めて、その中から民間事業者が創意工夫を生かしてサービス設計することで、競争原理によって良いサービスが生まれると思う。その上で、モデル定款の規定については、ニーズがおよそないということであれば削ってしまっても良いとは思いますが、それなりにニーズがあるのであれば、選択肢としては残しておいて、必要に応じて民間事業者が削るということでも対応できると思う。民間事業者が後から付け加えるということを認めてしまうと、それは公証人のチェックが必要だという話になるので、多めにカバーしておくという発想で良いと思う。
- モデル定款としては国において適法性が確保された大枠のものだけ定めておいて、出力される定款を公証人の審査がしやすいものにできるのであれば、その使い勝手の部分は民間事業者において自由に考えていけば良く、そこで

対応していけばいいと思う。

- モデル定款の規定は、国の作成した規定の範囲内であれば自由に削ることはできるが、逆にそれ以外に広げると公証人がチェックする範囲が増えてしまうことになるので、一定の実績として使われている規定は入れておくことで良いと思う。
- ファストトラックに乗りやすいように、定款を作りやすいようにすることが今回の検討の趣旨なので、あえて選択肢を削りにいく必要はないと思う。具体的には、株主名簿記載事項の記載の請求に関する規定は、スタートアップでもよく請求されていることを踏まえれば、必要だと思う。
- 発起人の人数が増えた場合、それぞれの発起人が資料を提出する、場合によっては委任状を提出する必要があるので、その手数は増えるし、それが会社設立の場面で時間を取る要因になることもあると思う。したがって、モデル定款の利用に発起人数の上限を設けることも考えられる。
- モデル定款を利用できる発起人の数を「3人は良くて4人はダメ」ということを合理的に説明するのは難しいと思う。人数が増えると時間がかかるという話もあるが、適法かどうかとは別の話であり、あえて狭めにいく必要はないと思う。
- 今回の目的には設立手続の迅速化も含まれており、発起人1人より4人の方が工数がかかるのは明らかだと思う。人数が多くなることでシステムへの負荷もかかると思うので、実務上も発起人が4人以上という事例はほとんどない中で、あえて大人数の場合もモデル定款の利用対象に含める必要はないように思う。
- 発起人が何人かを入力すると、入力する枠がその分出てくるような形にすればよく、発起人の数を制限する必要性はないと思う。発起人があまりに多い場合は審査の段階で弾かれるだろうから、何人までという制限を設ける必要性はないと思う。また、検討会資料4の「モデル定款イメージ（試案）」の第33条（最初の事業年度）は西暦表記で良いと思う。加えて、第33条（設立時取締役等）については、設立時代表取締役が定められるのは設立時取締役が複数の場合だけなので、「及び設立時代表取締役」という表記は、設立時取締役が複数の場合に限って出るように可変にしておく必要があると思う。
- システム的な負担については、発起人の人数が多少変わったところで実務上の問題はないと思う。
- 今回の検討は、審査する側の迅速化を図っていく話であって、発起人側の効率化の話ではない。「4人でやりたい」というスタートアップがでてきた場合に、法的な論理だけで、3人以下でなければファストトラックにならないというのは非常に不自然であると思う。

(①モデル定款の初期設定を定める必要性は再考の余地があること、②「モデル定款イメージ(試案)」の第9条、第10条、第11条を含め一定のニーズがあるものはモデル定款の規定に残すこと、③発起人の員数の制限は設けないこと、④「モデル定款イメージ(試案)」は、引き続き細部を検討する旨を付言した上で中間案の取りまとめを行うことについて、委員の間にコンセンサスがあることが確認された(検討会資料4のその余の部分については、出席者から特段の意見はなかった。))

(本日の議論の結果に基づいて中間案が取りまとめられたものとし、細部の表現については、座長に一任することが確認されるとともに、中間案に対するヒアリングの対象者についても、座長に一任することが確認された。)

以上